

23年労働協約改訂交渉報告！ 123項目すべて「現行どおり」の回答へ！

本部は、8月30日・9月1日において「2023年労働協約改訂要求」に対する団体交渉を開催してきました。123項目にわたる主な要求項目として、55歳以上、嘱託再雇用社員の労働条件の改善、各種手当の新設及び増額、乗務員保護等です。

主な再雇用社員の労働条件の改善について！

= 組合要求 =

- ◎基本給月額が59歳時点とされたい。 ◎期末手当A・Bの扱いについて。
- ◎60歳以降「短日数制」の導入。 ◎リフレッシュ休暇の新設。
- ◎社宅利用、住宅援助金、扶養手当の新設。 ◎慰労金の増額。

= 会社回答 =

◇労働条件が違う。「短日数制」には要員が必要である。慰労金については、現時点で精一杯である。

= 組合主張として =

・労働条件が違うと言うが実感が感じられない。高齢者行路について、配慮が年々薄れている。若い社員のやる気と同時に嘱託再雇用社員がやる気の出るような制度へと改善すべき。嘱託再雇用社員の出向社員への手当て増額を強く主張した。

各種手当の新設及び増額、その他主な各種項目について！

= 組合要求 =

- ◎各種手当を新設及び増額されたい。 ◎中間服、サングラスの配布及び、ネクタイ等の配布数の増加。 ◎乗務中における、お客さまの運転室の撮影の注意喚起をされたい。 ◎乗務員の行先地における食事時間の拡大について

= 会社主張 =

◇手当の考え方は、作業に対しては支給しない。中間服に関しては新たに作る考えはない。列車内での撮影について、乗務に支障が無いかぎり注意することは難しい。行先ちいおける乗務時間は確保しているが、今後も引き続き勉強していく。

今後も継続し闘ってまいります！